

第47回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年6月20日（土曜日）午前10時

開催場所

名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル 5階 キングルーム

※末尾の株主総会会場のご案内図をご参照ください。

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件

【株主様へのお願い】

新型コロナウイルスの接触感染防止のため、本総会開催場所においては、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数に制限があります。つきましては、入場制限をさせていただく場合及び入場いただけない可能性があります。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

また、本総会におきましては、ご出席に代えて、極力、書面により、事前に議決権を行使くださいますよう株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、ご出席される株主様におかれましては、入場前の消毒液での手の消毒と会場内でのマスク着用とにご理解とご協力をお願い申し上げます。

【当社の対応について】

- ・登壇役員及び運営スタッフは、事前に検温を実施して体調確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- ・会場入口付近に消毒液を設置させていただきます。
- ・粗品の配布、当社カタログ等の展示は中止させていただきます。

目次

第47回定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
事業報告	2
連結計算書類	13
計算書類	20
監査報告書	27
株主総会参考書類	33

株式会社 NITTOH

（登記社名 株式会社ニットー）

証券コード：1738

株 主 各 位

名古屋市中川区広川町三丁目1番地8
株式会社NITTOH
(登記社名 株式会社ニットー)
代表取締役社長 中野英樹

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、**新型コロナウイルス感染症の感染への懸念が継続している状況でございます。株主様には、感染予防の観点から健康状態にかかわらず、可能な限り株主総会への来場はお控えいただき、書面により事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

書面により議決権を行使していただくにあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月19日（金曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月20日（土曜日） 午前10時
 2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル 5階 キングルーム
(末尾の株主総会会場のご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第47期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第47期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<http://www.nittoh-info.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、高水準の企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかに回復しながら推移いたしました。しかしながら、消費税増税、大型台風などの自然災害、米中間の貿易摩擦の長期化、さらに、年度末には新型コロナウイルスの世界的な蔓延などにより、企業活動や個人消費は停滞し、先行き不透明な状況となりました。

住宅・建設業界におきましては、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動が予想以上に大きく、業界全体として前年度を下回る水準で推移いたしました。

このような経済状況のもとで、当社グループにおいても、年度の上半期(4月－9月)までは、既設建設物のリフォーム工事を中心に前年を上回る状況でしたが、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動の影響により、結果的に下半期(10月－3月)では、前年を下回りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は9,066百万円(前年同期比2.0%増)、営業利益は344百万円(前年同期比11.3%増)、経常利益は360百万円(前年同期比4.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は248百万円(前年同期比12.1%増)となりました。

なお、部門別の状況は、次のとおりであります。

① 建設工事業

建設工事業は、住宅の新築を含めた各種住宅リフォーム、集合住宅やマンションなどの中規模建設物の補修・修繕工事、中古マンション、中古戸建住宅のリノベーション再販、FRP防水、シート防水等の各種防水工事、ガス設備工事及び太陽光発電システム設置工事を中心としております。

新築戸建住宅向けの各種工事件数や事業用の太陽光発電システム設置工事の件数は低調な推移となりました。一方で、消費税増税前の駆け込み需要による個人消費者からの各種リフォーム工事件数の増加や集合住宅やマンションなどの中規模建設物に対する補修・修繕工事の件数の増加がありました。

以上の結果、建設工事業の売上高は6,190百万円(前年同期比4.3%増)、営業利益319百万円(前年同期比1.4%減)となりました。

② 住宅等サービス事業

住宅等サービス事業は、住宅の保護という観点から、特に床下環境の改善及びシロアリ対策を中心としております。

床下環境改善の防湿商品の販売は減少いたしました。シロアリ対策は微増で推移しました。

以上の結果、住宅等サービス事業の売上高は1,161百万円(前年同期比1.3%増)、営業利益は153百万円(前年同期比2.6%増)となりました。

③ ビルメンテナンス事業

ビルメンテナンス事業は、首都圏のビルの窓及び外壁のクリーニング、マンション、公共施設などの清掃管理サービスを中心としております。

不採算作業の見直しを実施したことや、人手不足により作業スタッフの確保が難しい状況となり、売上高が減少しました。さらに利益面では、所有不動産の修繕を実施したことや、清掃スタッフを確保するためのコスト増加や賃金相場の上昇により、厳しい結果となりました。

以上の結果、ビルメンテナンス事業の売上高は1,714百万円(前年同期比5.0%減)、営業利益は106百万円(前年同期比27.1%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は1億8百万円であり、その主なものは、北陸営業所の新事務所建設及び岐阜営業所の新事務所建設用地の取得に伴う支出などです。なお、これらの設備投資資金は、自己資金及び借入金でまかなっております。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

日本の景気動向は、新型コロナウイルス感染拡大により、国内外の様々な経済活動がその影響により停滞しており、先行きの不透明な厳しい状況が続くものと思われます。そのようななか、住宅・建設業界でも、新型コロナウイルス感染拡大の収束が見通せないため、需要動向については感染症拡大の影響を注視する必要があると思われます。

新築住宅着工は、戸建て、集合住宅とも、政府による住宅取得支援策の効果が弱まると見込まれるため、前年度比で減少するものと予測されます。しかしながら、老朽化したストックの再生需要は多くあり、受注に向け、様々なルートを活用、開発に努めるとともに、当社グループの直接販売を増加させるため、販促活動に尽力してまいります。

非住宅建設市場は、各業界の景気動向の影響が大きく、不透明な状態ですが、当社グループとして、さらに人材育成、技術力向上に努め、営業活動を活発化させてまいります。

不動産市場及び建設業界の雇用動向は、新型コロナウイルス感染の今後の状況や収束後の予想が難しく、現在、積極的な拡大施策は難しい状況ですが、動向を注視し、今後の成長に向け、環境が適切と判断されれば、不動産仕入れや人手不足解消に向けた施策をとってまいります。

昨年度は一昨年度に続いて、北陸営業所の建設・転居、岐阜営業所の新事務所用地の取得を行い、効率的な業務運営のできる体制づくりへの投資を継続して行ってまいります。今後も長期的な視野に立ち、手狭になっている営業所の転居を進め、より強固な体制づくりに尽力いたします。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第44期 2017年3月期	第45期 2018年3月期	第46期 2019年3月期	第47期 (当連結会計年度) 2020年3月期
売上高(百万円)	8,004	8,365	8,884	9,066
経常利益(百万円)	386	418	343	360
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	269	278	221	248
1株当たり当期純利益	66円53銭	68円82銭	54円74銭	61円37銭
総資産(百万円)	4,596	5,245	5,852	5,913
純資産(百万円)	2,945	3,161	3,335	3,527

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ビルワーク	千円 10,000	% 100.0	ビルの窓、外壁のクリーニング作業 マンション、福祉施設などの清掃管 理業務

(注) 日本住宅耐震補強株式会社は、2020年3月31日付で解散し、現在、清算手続き中であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	事業内容
建設工事事業	ガス関連各種住宅設備工事(主に温水床暖房工事) 太陽光発電システム設置工事 その他一般住宅設備工事(空調及び各種冷暖房工事) 各種建築及びリフォーム工事 戸建注文住宅建築工事、設計、施工管理 土地などの不動産物件の販売、仲介、斡旋 FRP防水・シート防水、改修防水及びその他各種防水工事
住宅等サービス事業	シロアリ予防、駆除、再予防作業、防湿及び防湿剤作業 ハウスクリーニング作業
ビルメンテナンス事業	ビルの窓、外壁のクリーニングサービス マンション、公共施設などの清掃管理サービス

(8) 主要な営業所等

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	名古屋市中川区	三河営業所	愛知県岡崎市
春日井事業所	愛知県春日井市	セブンハウス事業部	愛知県岡崎市
東京中央営業所	東京都台東区	名古屋営業所	名古屋市中川区
東京西営業所	東京都町田市	岐阜営業所	岐阜県各務原市
甲信営業所	長野県松本市	京滋営業所	滋賀県栗東市
静岡営業所	静岡市駿河区	奈良営業所	奈良県磯城郡三宅町
北陸営業所	石川県金沢市	阪神営業所	大阪府豊中市

② 子会社

名称	所在地
株式会社ビルワーク	東京都台東区

(注) 日本住宅耐震補強株式会社は、2020年3月31日付で解散し、現在、清算手続き中であります。

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
410名	8名増	42.3歳	10.8年

(注) 従業員数には嘱託者16名が含まれております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	449,600千円
株式会社愛知銀行	180,008千円

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 13,400,000株
- ② 発行済株式の総数 4,060,360株(自己株式7,257株を含む。)
- ③ 当事業年度末の株主数 881名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社ナカノコーポレーション	1,080,000株	26.64%
堀 由 紀 子	520,000	12.82
奥 田 清 人	240,000	5.92
N I T T O H 社員持株会	184,600	4.55
堀 裕 紀	149,000	3.67
株式会社三菱UFJ銀行	90,000	2.22
株式会社愛知銀行	82,000	2.02
内 藤 征 吾	63,500	1.56
東邦瓦斯株式会社	60,000	1.48
住化エンバイロメンタルサイエンス株式会社	60,000	1.48

(注) 持株比率は、自己株式(7,257株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中野英樹	経営統括 株式会社ビルワーク 代表取締役社長
常務取締役	藤岡泰典	東京事業部長
取締役	伊藤寿朗	総務、経理、財務、IR、法務担当 経理部長
取締役	鈴村和也	建設事業部長
常勤監査役	加藤敬三	
監査役	長谷川敏也	公認会計士、税理士 税理士法人アズール 代表社員
監査役	矢崎信也	弁護士 村瀬・矢崎綜合法律事務所 パートナー 株式会社ソトー 社外監査役

- (注) 1. 監査役長谷川敏也及び矢崎信也の両氏は社外監査役であります。
2. 監査役長谷川敏也氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役矢崎信也氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士として法令についての高度な能力・見識等を有するものであります。
4. 当社は、監査役長谷川敏也氏を、株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

これにより、各社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度となります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	4名	42,780千円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	7,800千円 (3,960千円)
合 計	7名	50,580千円

- (注) 1. 株主総会の決議（1998年9月1日開催の臨時株主総会決議）による取締役報酬限度額（使用人兼務取締役の使用人分の給与を除く。）は年額100,000千円であり、監査役報酬限度額は年額30,000千円であります。
2. 上記の金額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該兼職先との関係
社外監査役	長谷川 敏 也	税理士法人アズール	代表社員	当社と税理士法人アズールとの間に重要な取引その他の関係はありません。
社外監査役	矢 崎 信 也	村瀬・矢崎綜合法律事務所	パートナー	当社と村瀬・矢崎綜合法律事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
		株式会社ソトー	社外監査役	当社と株式会社ソトーとの間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外監査役	長谷川 敏 也	当事業年度開催の取締役会には、14回開催のうち全てに、また、監査役会には、12回開催のうち全てに出席し、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門的見地から意見を述べるなど、種々発言を行いました。
社外監査役	矢 崎 信 也	当事業年度開催の取締役会には、14回開催のうち全てに、また、監査役会には、12回開催のうち全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から意見を述べるなど、種々発言を行いました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 21,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、会計監査人の職務遂行状況、報酬額の見積りの算定根拠などの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び従業員の職務執行が法令、定款、社内規程ほかを遵守し、適正かつ健全に行われるようにするための体制を強化いたします。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「文書管理規程」に従って、取締役会議事録、稟議書などの重要書類、決裁書類を適切に保存及び管理し、取締役、監査役、内部監査室が適宜これらを開覧できることといたします。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制につきましては、取締役会、監査役会、内部監査室が連携し、経営活動に重大な影響を及ぼす懸念のあるリスクを迅速に認識できるような体制づくりに努めます。また、具体的な対応については、その必要度に応じて、弁護士、監査法人、税理

士などの専門家と協議し、迅速かつ適切な対処ができるような体制づくりに努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月1回以上の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催して、重要事項を決定しており、経営判断の迅速化、経営の意思決定、監督機能の強化に努めております。また、監査役は、毎月1回以上の定例取締役会及び臨時取締役会に出席するほか、必要に応じて社内的重要会議に出席するなどして、取締役の職務執行を監視しております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社子会社は、代表取締役社長が統括しております。子会社の業績報告を定期的を実施しており、円滑な情報の収集、伝達に努めております。

当社子会社のリスク管理体制につきましては、当社の取締役会、監査役会、内部監査室が連携し、経営活動に重大な影響を及ぼす懸念のあるリスクを迅速に認識できるような体制づくりに努めます。

当社子会社は、毎月1回以上の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催して、重要事項を決定しており、経営判断の迅速化、経営の意思決定、監督機能の強化に努めております。

当社子会社は、取締役及び従業員の職務執行が法令、定款、社内規程ほかを遵守し、適正かつ健全に行われるようにするための体制を強化いたします。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

当社は、監査役会の職務を補助すべき従業員を配置しておりませんが、監査業務の充実のために、必要に応じて、取締役会と監査役会との協議のうえ、補助業務を担当する従業員を配置することといたします。

⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の従業員の評価、人事異動、待遇などについては、取締役会と監査役会とが意見交換を実施し、監査役会の承諾を得ることとします。

⑧ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び当社子会社の取締役及び従業員は、職務執行に関して重大な法令違反、定款違反、又は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実などを知ったときは、直ちに監査役に報告することとします。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役社長、内部監査室、監査法人との間で定期的に意見交換を実施

し、意思の疎通、連携の強化を図ることとします。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制整備

当社は、社会的秩序や市民生活の安全、健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としております。また、必要な対応については、外部研修への参加による啓蒙や、警察や顧問弁護士など外部専門家と連携、相談を速やかに実施することとしており、組織的な対応ができる体制づくりをしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社における業務の適正を確保するための体制といたしましては、取締役会、監査役会、内部監査室で、それぞれ実施しております。

取締役会は、取締役4名で構成しており、毎月1回以上の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催して、重要事項を決定しております。

監査役会は、監査役3名（うち、社外監査役2名）で構成しております。監査役のうち、半数以上を社外監査役とすることで、独立性を強化しております。監査役3名は、毎月1回以上の定例取締役会及び臨時取締役会に出席するほか、必要に応じて社内の重要会議に出席するなどして、取締役の職務執行を監視しております。年間を通じて実施されている内部監査の結果や必要に応じて実施される監査役監査の結果について、代表取締役社長や監査法人との間で意見交換を実施し、意思の疎通、連携の強化を図っております。

当社の子会社の業務の適正を確保するための体制といたしましては、当社の代表取締役社長がグループ会社の代表取締役社長を兼務しており、定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会に出席して、重要事項の決定及び当社への報告を実施しております。

また、内部統制システムの整備の状況は、社内に代表取締役社長直属の内部監査室(専任者1名)を設置しており、従業員の日常業務遂行につきましては、社長指示のもとで年間を通じ、当社各部門及びグループ会社も含めた内部監査を実施し、内部統制の強化に努めております。

さらに、リスク管理体制につきましては、取締役会、監査役会、内部監査室が連携し、リスク管理に努めており、必要に応じて、事業運営上の検討事項及び診断等については、弁護士、監査法人、税理士などの専門家と協議し、随時適切なアドバイスを受けております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,261,356	流 動 負 債	1,581,188
現金及び預金	1,393,754	支払手形及び買掛金	722,810
受取手形及び売掛金	1,050,247	短期借入金	310,000
たな卸資産	749,938	1年内返済予定の長期借入金	70,392
その他	70,900	未払法人税等	33,565
貸倒引当金	△3,483	賞与引当金	104,750
		完成工事補償引当金	31,400
		その他	308,271
固 定 資 産	2,652,368	固 定 負 債	805,019
有形固定資産	2,246,300	長期借入金	259,216
建物及び構築物	895,957	退職給付に係る負債	388,886
機械装置及び運搬具	3,051	長期未払金	9,840
土地	1,337,709	その他	147,076
その他	9,581		
無形固定資産	8,958	負 債 合 計	2,386,207
ソフトウェア	1,415	純 資 産 の 部	
その他	7,543	株主資本	3,492,923
投資その他の資産	397,108	資本剰余金	186,072
投資有価証券	77,471	資本剰余金	145,813
繰延税金資産	184,863	利益剰余金	3,162,922
その他	135,174	自己株式	△1,883
貸倒引当金	△400	その他の包括利益累計額	34,593
		その他有価証券評価差額金	34,593
資 産 合 計	5,913,724	純 資 産 合 計	3,527,517
		負債及び純資産合計	5,913,724

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,066,640
売 上 原 価		6,771,081
売 上 総 利 益		2,295,559
販売費及び一般管理費		1,950,917
営 業 利 益		344,641
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,832	
受 取 手 数 料	5,055	
受 取 保 険 金	4,023	
そ の 他	22,523	33,435
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,959	
そ の 他	13,681	17,641
経 常 利 益		360,435
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	405	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,718	3,123
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	6,667	6,667
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		356,892
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	99,281	
法 人 税 等 調 整 額	8,873	108,155
当 期 純 利 益		248,736
親会社株主に帰属する当期純利益		248,736

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	186,072	145,813	2,966,876	△1,883	3,296,877
当 期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△52,690		△52,690
親会社株主に帰属 する当期純利益			248,736		248,736
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)					—
当期中の変動額合計	—	—	196,046	—	196,046
当 期 末 残 高	186,072	145,813	3,162,922	△1,883	3,492,923

	その他の包括利益累計額	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当 期 首 残 高	39,101	3,335,978
当 期 中 の 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△52,690
親会社株主に帰属 する当期純利益		248,736
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	△4,507	△4,507
当期中の変動額合計	△4,507	191,538
当 期 末 残 高	34,593	3,527,517

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

主要な連結子会社の名称

株式会社ビルワーク、日本住宅耐震補強株式会社

なお、日本住宅耐震補強株式会社は、2020年3月31日付で解散し、現在、清算手続き中であります。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社に該当する会社はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

販売用不動産……………個別法

原材料……………総平均法

未成工事支出金……………個別法

及び仕掛品……………

貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物及び構築物……………定額法

その他の有形固定資産……………定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～38年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額を計上しております。

完成工事補償引当金……………完成工事及び住宅等サービスに係る瑕疵担保の費用等に備えるため、完成工事高及びサービス売上高に過去の補修費の支出割合を乗じた額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

土地	138,360千円
投資有価証券	44,100千円
合計	182,460千円

担保に係る債務の金額

支払手形及び買掛金	93,605千円
短期借入金	300,000千円
1年内返済予定の長期借入金	70,392千円
長期借入金	259,216千円
合計	723,213千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 297,199千円

(3) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の種類及び数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	4,060,360株	—	—	4,060,360株

(2) 自己株式の種類及び数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	7,257株	—	—	7,257株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年6月15日 定時株主総会	普通株式	52,690千円	13.00円	2019年 3月31日	2019年 6月17日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの2020年6月20日開催の第47回定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

(イ) 配当金の総額…………… 52,690千円

(ロ) 1株当たり配当額…………… 13円

(ハ) 基準日…………… 2020年3月31日

(ニ) 効力発生日…………… 2020年6月22日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行などの金融機関からの借入により資金調達を実施しております。なお、金融商品にかかるリスクを回避するため、原則として、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、与信管理規程に従い、財務状況等の悪化などによる回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、株式であり、定期的に時価や発行先である上場企業の財務状況等を把握し、保有状況を定期的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金の用途は、主に短期的な運転資金(短期)及び設備投資に必要な資金(長期)の調達を目的としたものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,393,754	1,393,754	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,050,247	1,050,247	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	77,471	77,471	—
資産計	2,521,472	2,521,472	—
(1) 支払手形及び買掛金	722,810	722,810	—
(2) 短期借入金	310,000	310,000	—
(3) 未払法人税等	33,565	33,565	—
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	329,608	329,608	—
(5) 長期未払金	9,840	9,460	△379
負債計	1,405,823	1,405,443	△379

(注) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらの時価については、すべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、(3)未払法人税等

これらの時価については、すべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金は、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額としております。

(5)長期未払金

長期未払金の時価は、それぞれの債務ごとにその将来キャッシュ・フローを支払期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

870円33銭

1 株当たり当期純利益

61円37銭

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目		金 額		科 目		金 額	
流動資産				流動負債			
現金及び預金		823,140		支払手形		88,300	
受取手形		14,435		工事未払金		558,264	
完成工事未収入金		755,698		営業未払金		48,298	
営業未収入金		106,242		短期借入金		720,000	
販売用不動産		495,350		1年内返済予定の長期借入金		70,392	
未成工事支出金		150,773		未払金		64,912	
仕掛品		2,205		未払費用		55,448	
原材料及び貯蔵品		91,518		未払消費税等		79,325	
前払費用		7,471		未払法人税等		22,239	
未収入金		55,925		預り金		3,630	
その引当金		17,509		賞与引当金		87,000	
貸倒引当金		△13,277		完成工事補償引当金		31,400	
				その他		35,439	
固定資産				固定負債			
有形固定資産				長期借入金			
建物		700,713		退職給付引当金		173,906	
構築物		37,727		長期未払金		9,840	
機械及び装置		3,051		長期預り保証金		135,603	
工具器具備品		7,484					
土地		1,114,363					
建設仮勘定		390					
無形固定資産				負債合計			
ソフトウェア		1,415		純資産の部			
その他の		6,089		株主資本			
投資その他の資産				資本			
投資有価証券		70,058		資本剰余金			
関係会社株		605,892		資本			
繰延税金資産		108,889		資本剰余金			
差入保証金		88,177		利益剰余金			
その引当金		2,597		利益準備金			
貸倒引当金		△400		その他利益剰余金			
				別途積立金			
				繰越利益剰余金			
				自己株式			
				評価・換算差額等			
				その他有価証券評価差額金			
資産合計				負債・純資産合計			
5,253,444				2,776,585			
				186,072			
				145,813			
				145,813			
				2,446,584			
				13,700			
				2,432,884			
				1,050,000			
				1,382,884			
				△1,883			
				33,640			
				33,640			
5,253,444				2,810,226			
				5,253,444			

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		
完成工事高	5,933,222	
不動産売上高	254,130	
サービス売上高	1,163,848	7,351,201
売上原価		
完成工事原価	4,629,785	
不動産売上原価	232,889	
サービス売上原価	596,673	5,459,348
売上総利益		
完成工事総利益	1,303,437	
不動産売上総利益	21,240	
サービス売上総利益	567,174	1,891,852
販売費及び一般管理費		
営業利益		1,676,077
営業外収益		215,775
受取利息及び配当金	51,597	
経営指 導	20,640	
その他の	20,552	92,789
営業外費用		
支払利息	10,199	
その他の	6,636	16,836
特別利益		291,728
固定資産売却益	405	
投資有価証券売却益	2,718	3,123
特別損失		
固定資産売却損	6,667	6,667
税引前当期純利益		288,185
法人税、住民税及び事業税	55,958	
法人税等調整額	9,080	65,039
当期純利益		223,146

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金		資 本 剰 余 金		資 本 剰 余 金 合 計
			資 本 準 備 金		
当 期 首 残 高	186,072		145,813		145,813
当 期 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					—
当 期 純 利 益					—
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)					—
当期中の変動額合計	—		—		—
当 期 末 残 高	186,072		145,813		145,813

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	13,700	1,050,000	1,212,428	2,276,128	△1,883	2,606,129
当 期 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△52,690	△52,690		△52,690
当 期 純 利 益			223,146	223,146		223,146
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)				—		—
当期中の変動額合計	—	—	170,455	170,455	—	170,455
当 期 末 残 高	13,700	1,050,000	1,382,884	2,446,584	△1,883	2,776,585

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	36,788	36,788	2,642,918
当 期 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		—	△52,690
当 期 純 利 益		—	223,146
株主資本以外の項目の 当期中の変動額 (純額)	△3,147	△3,147	△3,147
当期中の変動額合計	△3,147	△3,147	167,308
当 期 末 残 高	33,640	33,640	2,810,226

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

販売用不動産……………個別法

原材料……………総平均法

未成工事支出金……………個別法

及び仕掛品

貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物及び構築物……………定額法

その他の有形固定資産……………定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～38年

また、2007年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、将来の支給見込額を計上しております。

完成工事補償引当金……………完成工事及び住宅等サービスに係る瑕疵担保の費用等に備えるため、完成工事高及びサービス売上高に過去の補修費の支出割合を乗じた額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（自己都合要支給額）及び年金資産に基づき計上しております。

- (4) 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- (5) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
- | | |
|---------------|-----------|
| 担保に供している資産 | |
| 土地 | 138,360千円 |
| 投資有価証券 | 44,100千円 |
| 合計 | 182,460千円 |
| 担保に係る債務の金額 | |
| 工事未払金 | 93,605千円 |
| 短期借入金 | 300,000千円 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 70,392千円 |
| 長期借入金 | 259,216千円 |
| 合計 | 723,213千円 |
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 208,603千円
- (3) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
- (4) 関係会社に対する金銭債権及び債務
- | | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 12,111千円 |
| 短期金銭債務 | 420,186千円 |
- (5) 取締役及び監査役に対する金銭債務
- | | |
|------|---------|
| 金銭債務 | 9,840千円 |
|------|---------|

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	25,071千円
仕入高	545千円
販売費及び一般管理費	21,905千円
営業取引以外の取引高	81,920千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 普通株式

7,257株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	4,103千円
賞与引当金	26,100千円
完成工事補償引当金	9,420千円
退職給付引当金	52,172千円
ゴルフ会員権	681千円
減損損失	7,390千円
子会社株式評価損	1,650千円
たな卸資産評価損	4,426千円
その他	33,936千円
繰延税金資産 小計	139,879千円
評価性引当額	△16,572千円
繰延税金資産 合計	123,306千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△14,417千円
繰延税金負債 合計	△14,417千円
繰延税金資産の純額	108,889千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

車両運搬具についてはリース契約により使用しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社ビルワーク	直接100	役員兼任	資金の借入（注1）	—	短期借入金	420,000
				利息の支払（注1）	6,300	未払金	186
				経営指導料の受入（注2）	20,640	—	—
				建物の賃貸（注3）	3,975	—	—

取引金額には消費税等が含まれておりません。

(注) 1. 資金の借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しており、担保の提供は行っておりません。

2. 経営指導料については、経営活動全般に関する指導、助言に対する対価として業務の内容を勘案し、決定しております。

3. 建物の賃貸については、近隣の取引実勢に基づいて賃貸料金額を決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	693円35銭
1株当たり当期純利益	55円06銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社ニットー
(商号 株式会社NITTOH)
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤 井 淳 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加 納 俊 平 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニットー(商号 株式会社NITTOH)の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニットー(商号 株式会社NITTOH)及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

株式会社ニットー
(商号 株式会社NITTOH)
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 藤 井 淳 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 加 納 俊 平 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニットー(商号 株式会社NITTOH)の2019年4月1日から2020年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

株式会社NITTOH 監査役会

常勤監査役 加藤 敬三 ㊟

監査役(社外監査役) 長谷川 敏也 ㊟

監査役(社外監査役) 矢崎 信也 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主に対する利益配分を経営上の重要課題として認識しております。配当につきましては、継続的に安定した利益還元を実施することを基本とし、決定する方針を採っております。

当期の期末配当は、企業体質の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保の充実等とあわせて、業績や財務内容及び経済動向、配当性向及び純資産配当率などを総合的に勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金13円 総額 52,690,339円

- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月22日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の一層の強化を図るため1名増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	なかのひでき 中野英樹 (1963年4月5日生)	1988年4月 鹿島建設株式会社入社 1997年9月 当社入社 1998年6月 当社取締役管理部長 2001年6月 当社常務取締役 2004年6月 当社代表取締役社長（現任） 経営統括（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ビルワーク 代表取締役社長	56,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	伊藤 寿朗 (1967年3月30日生)	1990年3月 杉浦会計事務所(現 葵総合税理士法人)入所 1996年8月 当社入社 2003年5月 当社経理部長 2006年6月 当社取締役経理部長 経理、財務、IR、法務担当 2010年9月 当社取締役総務部長兼経理部長 総務、経理、財務、IR、法務担当(現任) 2014年4月 当社取締役経理部長(現任)	14,000株
3	鈴木 和也 (1971年9月29日生)	1995年4月 名古屋牛乳株式会社入社 1995年12月 当社入社 2002年3月 当社名古屋営業所長 2006年7月 当社名古屋事業部長 2008年3月 当社建築事業部春日井営業所長兼岡崎営業所長 2010年4月 当社東海事業部副部長兼三河営業所長 2013年6月 当社取締役東海事業部副部長兼三河営業所長 2015年3月 当社取締役建設事業部長(現任)	8,000株
4	浅野 章人 (1964年11月11日生) (新任)	1988年4月 豊橋商工信用組合入組 1991年4月 当社入社 2007年4月 当社三河事業部豊橋営業所長 2007年7月 当社名古屋事業部三河営業所長 2010年4月 当社企画開発室課長 2011年4月 当社営業推進課課長 2015年3月 当社営業推進部長 2017年10月 当社総務部長兼営業推進部長(現任)	—
5	小林 祐司 (1970年8月8日生) (新任)	1993年4月 糸重株式会社入社 1995年1月 当社入社 2002年3月 当社法人営業部設備課課長 2015年3月 当社法人事業部設備課課長 2018年4月 当社設備事業部長兼東海統括課課長 2019年4月 当社設備事業部長(現任)	2,000株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者の選任理由について

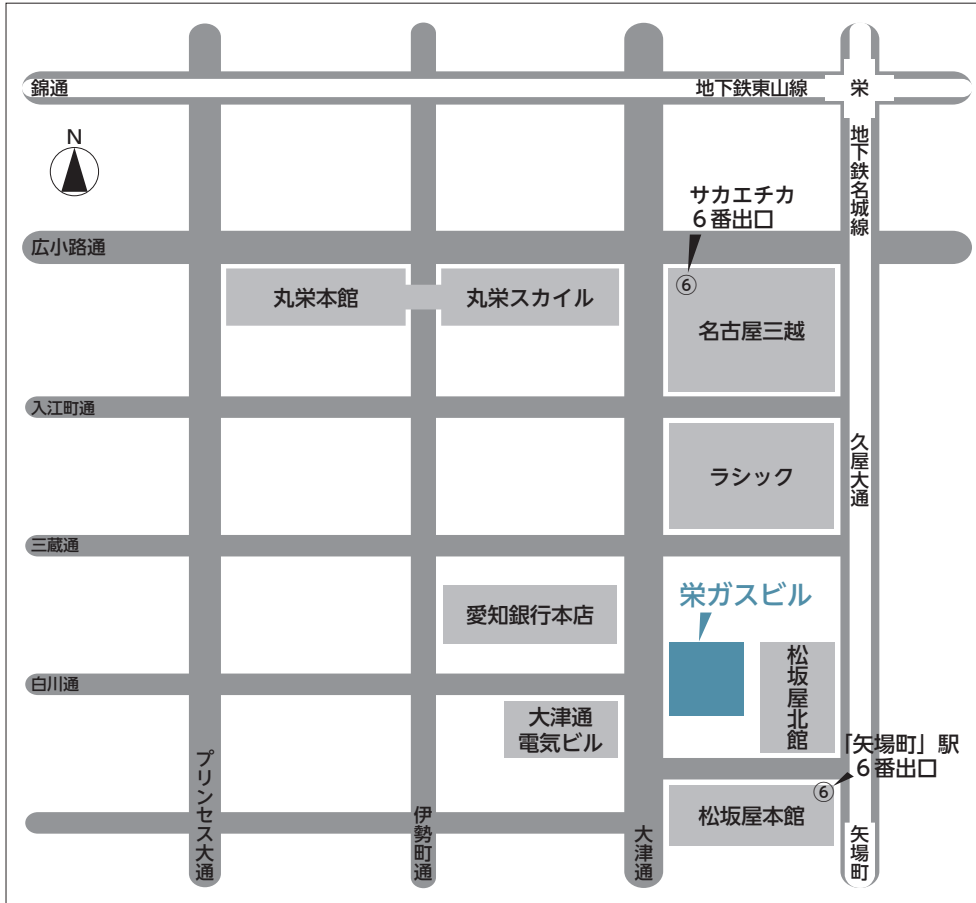
中野英樹氏、伊藤寿朗氏及び鈴木和也氏は、すでに取締役として各担当職務において、豊富な業務経験を有しており、職務を適切に遂行できるものと判断し、候補者といたしました。

また、新任の浅野章人氏及び小林祐司氏は、これまで事業部門、管理部門などに所属して経験を積み、それぞれ各業務に精通しており、今後は取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、候補者といたしました。

以上

株主総会会場のご案内図

会 場 名古屋市中区栄三丁目15番33号
栄ガスビル 5階 キングルーム



交 通

地下鉄東山線・名城線「栄」駅下車 松坂屋本館 北側
サカエチカ 6番出口より徒歩5分

地下鉄名城線「矢場町」駅下車 松坂屋北館 西側
「矢場町」駅 6番出口より徒歩2分

(注) 駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

